

## 証明書

都保育園園長 殿

入所児童氏名

病名 「 」と証明します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保育所生活は、乳幼児の集団生活の場ですから、感染症については早期発見や、集団での感染を広げないように保護者の協力が必要です。

保育所入所児がよくかかる下記のような感染症については、かかりつけの医師の証明をもらい下記の登所のめやすを参考にして登所してください。また上記の証明書を提出してください。

子どもの健康回復状態が集団での保育所生活に可能な状態となつてからの登所であるようご配慮ください。

### ○証明書が必要な感染症

対象疾患	登所のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態がよいこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
突発性発疹	解熱し、機嫌がよく全身状態がよいこと
アタマジラミ	駆除を開始していること
水いぼ	直接、部位に触るとうつる可能性があるののでプールの時は注意すること
とびひ	かじった傷から液が出ているときは包帯、ガーゼなどで保護すること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること